

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福音寮(以下「本法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、別表1で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費(宿泊費を含む)及び理事会等会議出席のための交通費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (4) 出席とは、Web会議システム等により、音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認された場合はオンラインも含むものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に職務執行の対価として、各年度の総額が1,500万円を超えない範囲で別表1の報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表1の報酬を支給することができる。
- 3 報酬等の支払については、理事会又は評議員会の出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 4 前第1項の報酬については、病気・事故等理由を問わず2か月以上継続して、業務執行ができない状態にあるときは、3か月目から当該支給を停止する。

(費用)

第4条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、交通費の実費を支給することができる。

- 2 役員及び評議員がその職務遂行に必要な費用の実費を支給することができる。その費用の請求があったときは、遅滞なく支給する。
- 3 理事長及び常務理事の通勤に要する交通費については、賃金規程の通勤手当に準じて支給する。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等及び費用は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本法人はこの規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

(適用除外)

第7条 本法人職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議によって行う。

附 則 この規程は2002（平成14）年8月1日から実施する。

2003（平成15）年7月1日改定

2005（平成17）年10月1日改定

2007（平成19）年4月1日改定

2017（平成29）年4月1日改定

2018（平成30）年4月1日改定

2019（令和元）年7月1日改定

2021（令和3）年7月1日改定

2024（令和6）年4月1日改定

2024（令和6）年6月1日改定

2026（令和8）年4月1日改定

別表 1

区 分	報 酬 支 給 基 準 (所得税込)
評 議 員	評議員会出席報酬：日額12,000円
理 事 長	月額600,000円（週5日程度定期的に行う業務報酬、理事会・評議員会出席報酬を含む）
常務理事	月額500,000円（週5日程度定期的に行う業務報酬、理事会・評議員会出席報酬を含む）
理 事 監 事	理事会・評議員会出席報酬：日額12,000円
監 事	監事監査・監査業務等報酬：日額12,000円